

座間市消防本部告示第1号

座間市火災予防条例第42条の2第1項の規定に基づき、祭礼、縁日、花火大会その他多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件を次のように定める。

平成27年 2月26日

座間市消防長 篠崎 光平

座間市消防本部指定催しの要件

催しを主催する者が出店を認める露店等の数が、対象火気器具等を使用するものを含め100店舗を超える規模の催しとして計画されているものとする。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。